

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

しかし、憲法の精神に反することに名を籍りて、量刑不当の主張をすることは、
上告適法の理由とならないところである。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従つて主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 十蔵寺宗雄閑与

昭和二五年八月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎